

建築行為等の届出に関するご案内

告示日以降、計画区域内で以下の建築行為等を行う場合は、**工事着手する日の30日以上前**かつ**建築確認申請前**までに、区に地区街づくり計画の「**届出書**」の提出が必要です。

届出が必要な建築行為等

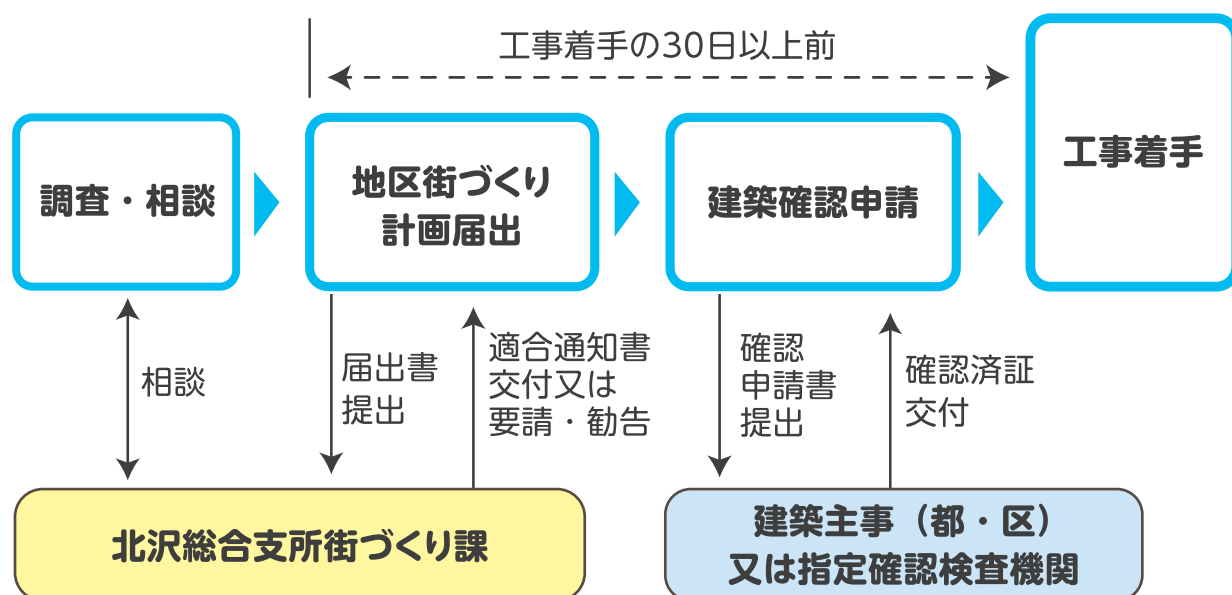
- ・土地の区画形質の変更
- ・建築物の建築又は工作物の建設
- ・建築物等の用途の変更

新たに建築、増築、改築等を行うときに届出をしてください。



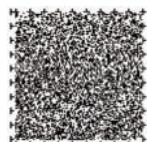
事前相談から工事着手までの流れ

地区街づくり計画の計画書、パンフレットを確認の上、地区街づくり計画に即した建築計画をお願いします。パンフレット、届出書式等は区ホームページにて閲覧、ダウンロードできます。



建物や庭の維持管理においても、地区街づくり計画を踏まえた対応にご協力をお願いします。

【音声コード】



【区ホームページ(代田地区の街づくり)】

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02209/4041.html>

※本通信に掲載の電子申請の申込先は、区ホームページからもアクセスできます。

ページIDから探す **4041** 検索



【問合せ先】

世田谷区北沢総合支所街づくり課 (担当: 是松、十川、大島)
〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18(北沢タウンホール11階)
電話: 03-5478-8073(直通) / FAX: 03-5478-8019
※電話受付時間: 8時半～17時(土日祝を除く)

令和8年(2026年)7月発行: 世田谷区北沢総合支所街づくり課

代田地区

vol.10

街づくり通信

本紙は、世田谷区街づくり条例に基づき策定する「代田地区地区街づくり計画」に関する街づくりの取り組みをお伝えするため、対象地区(代田1～6丁目)にお住まいの方、土地・建物所有者の方にお届けします。

代田地区

地区街づくり計画を策定します

令和8年(2026年)
8月6日 告示

世田谷区では、代田地区の「地区街づくり計画」策定に向けて、令和6年度より代田まちのみらい会議やオープンハウス(パネル展)等を開催し、皆さまからご意見やアイデアをいただきました。

3月の素案説明会を経て、5月に案の公告・縦覧、説明会を行いました。この度、計画案として公告した内容を「**代田地区地区街づくり計画**」として令和8年8月6日付で告示し、**計画の運用を開始**しますのでお知らせいたします。



代田地区
地区街づくり
計画はこちら

ページIDから探す
4041 検索

計画内容は前号(街づくり通信 vol.9)と同じです。



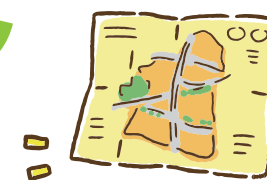
詳細・申込
P4



街づくりの取り組みが
はじまります!

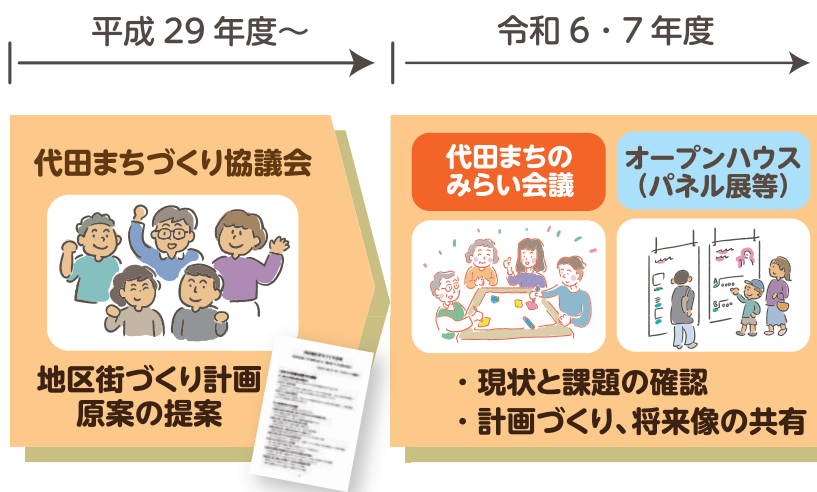
Topics

- 街づくりの取り組み、なにをするの? P2
- こどもたちのデザインワークショップ 参加者募集 P4
- 計画案の説明会、公告・縦覧の報告 P6
- 建築行為等の届出に関するご案内 P8



P2へGO!

街づくりの取り組み、 なにをするの？



地区街づくり計画に
基づき

その1. 建築行為等の届出制度がスタートします

代田地区内で新たに建築等をされる方は、事前に地区街づくり計画の届出が必要になります(P8)。地区街づくり計画を踏まえた建築計画としていただくことで、良好な住環境を維持・促進していきます。

その2. 参加のデザインから 街づくりの普及啓発、活動へ

代田の良好な住環境の維持・向上に向けて、ハードの街づくりからソフトのまちづくりにつなげる取組を進めます。まずは、こどもたちのデザインワークショップ(P4、5)。子どもたちのアイデアをきっかけに代田の街づくりマークをつくり、代田の街づくりの取組みに展開していくところからスタートします。

建築行為等の届出・誘導 (P8参照)

街での取組み・活動



[取組みフロー]



*地域の活動に参加してみたい方と活動の主催者をつなぐ場 ページID 25985 検索

3つのデザイン検討 を行います

1. 代田街づくりマークの 作成

「こどもたちのデザインワークショップ」で生まれたアイデアをもとに、代田の街づくりへの機運を高めるためのマークを作成します。作成したマークは、さまざまな取組みに活用していきます。



代田街づくり
マーク

2. 車止めのマナー啓発サインのリニューアル



小田急線の上部通路の整備により、駅周辺の回遊性は向上しましたが、通行マナーに関する新たな課題も見られます。そこで、沿道の店舗の皆さんとも連携し、通路に設置された車止め標識をリニューアルします。代田の街づくりの一環としてマナー啓発を進め、その輪を地域全体へ広がっていきます。

3. 防犯ステッカーの作成

街全体で防犯の取組を進めることが犯罪の抑制につながることから、街づくりのマークを活用した防犯ステッカーを作成します。区窓口での配布や建替え等の機会を捉えてステッカー設置の協力を呼びかけます。



※イメージ

ピクチャーパイで
「代田フラッグ」をつくろう!

こどもたちの デザイン ワークショップ 参加者募集

環七沿いの壁画を知っていますか。アメリカの絵本作家エド・エンバリー氏の絵をもとに、”世田谷代田SAP”を中心に、今から約20年前より描かれているものです。このワークショップでは、エンバリー氏の「ピクチャーパイ」の手法を使って、小学生の皆さんに代田の街の“もよう”や“旗”を自由に考えてもらいます。そして、未来の街を担う子どもたちの自由な発想から生まれた作品をヒントに、これからの代田の街づくりを進めるための「街のシンボルマーク」を作成していきます。



▲環七沿いの壁画

代田のまちらしい色は？
かたちは？

みんなで考えよう!

完成した作品は
展示されます!

展示場所・期間

- ・代田区民センターまつり
令和8年10月17日(土)～18日(日)
- ・小田急線 世田谷代田駅構内
11月頃予定



講師：関口 香奈子氏

梅丘の子ども向けアート教室「放課後ワークショップ」主宰。環七沿いの壁画を手がける「世田谷代田ミライ壁画プロジェクト」にも長年関わっている。

共催：世田谷代田SAP

落書きによって地域の人にとって不安な場所となっていた環七高架下の歩道を安心な場所にする取組みから発足。代田小PTAのOB・OGが中心メンバーで、「だいたフェスタ」なども主催している。



こどもたちの
デザイン
ワークショップ
申込フォーム



日時 令和8年(2026年)

9月12日(土)

各回30名
申込先着順

① 13:00～14:30 (12:50 開場)

② 15:00～16:30 (14:50 開場)

場所 代田区民センター 地下2階 多目的室
(代田6-34-13)

対象 代田及び周辺に在住・在学の
小学生(保護者同伴可)

申込方法 電子申請(上の申込フォーム)

申込締切 令和8年9月7日(月)

きみの“いろ・かたち”が
街のシンボルになる?!

【作品の展示、返却】

・作成した作品は、代田区民センターまつり(10月17日・18日)で展示します。世田谷代田駅など他の会場では、安全上の理由から作品の写しを展示します。作品の返却を希望される方には、代田区民センターまつり終了後に会場で返却します。

【デザインの取扱い】

・完成した作品のデザインは、「代田街づくりマーク」をはじめ代田地区の街づくりに関わるデザインのアイデアに活用させていただきます。また、世田谷代田SAPが実施する環七壁画を追加・更新等する際のイラストに活用させていただく場合があります。

Information 1

都市整備方針ガイド

みんなでつくる街づくり大作戦
～北沢みらいブック～
ができました。

世田谷区の「都市整備方針」や「協働の街づくり」を子どもたちに伝える冊子(まんが)を地域ごとに作成しました。

区ホームページのほか、小学校、児童館、図書館でご覧いただけます。



代田の紹介も!

ページIDから探す

32562 検索

Information 2

地域コミュニティアプリ

「common」を活用しよう!

今後は本通信掲載以外の代田街づくりの
情報も配信していきます。

ぜひご活用ください!

common
コモン アプリ

アプリのダウンロードは
こちら▶



計画案の説明会、公告・縦覧の報告

案説明会の開催概要

地区街づくり計画案について説明し、質問等にお答えしました。

日時・参加者

令和8年5月22日(金) 19:00～20:30 | 12名
令和8年5月23日(土) 10:00～11:30 | 16名

会場

北沢タウンホール

当日の配布資料、いただいた質問・回答などの開催記録は、区ホームページをご覧ください。



▲当日の様子

主なご質問と区からの回答(要旨)

Q. 浸水リスクのある場所での地下・半地下のある住宅の建設は禁止した方がよいのではないかと。

A. 現状では建築時に、ハザードマップに基づいて事前の届出と説明を行っていますが、今後は本計画による届出時にも、リスクの説明をより徹底していきます。最終的には事業者の判断で自己責任となりますが、注意喚起を強化します。

Q. 大規模敷地が建売住宅になる際に外構がコンクリート敷きになってみどりが減るケースが増えている。対策はできないかと。

A. 現行のみどりの届出制度の対象外である150㎡未満の敷地も、本計画の対象とすることで緑化を促すことができます。なお、植樹本数等の一律の数値規制を設けるのではなく、多様な形態のみどりを地域の中で増やしていくことを目指します。

Q. 代田一丁目の都営住宅跡地を防災公園として整備してほしい。

A. 現時点で跡地の用途は未定です。公園が不足している地域であり、本計画に基づき公園の必要性を東京都へ働きかけていきます。

案の公告・縦覧

代田地区地区街づくり計画の策定に向けて、世田谷区街づくり条例第14条に基づき、令和8年5月21日(木)～6月4日(木)に案の公告・縦覧、意見書の受付を行い、2通の意見書をいただきました。一部抜粋してご紹介します。

主なご意見と区の見解(要旨)

Q. 狭あい道路の後退(セットバック)部分にキックボード置場の区画を設けないよう、ルールを設けてほしい。

A. 本計画では、狭あい道路の後退部分及び隅切部分については道路状に整備し、自転車やバイク等の通行に支障となるものを置かないこととしており、建築行為等の届出を通じて誘導していきます。また、電動キックボード等の安全な利用については、関係機関に伝えていきます。

Q. 「小田急線上部利用施設周辺は安心して快適なにぎわいの形成を図る」には反対。来街者増加による騒音、住宅地の通行など大変迷惑している。

A. 小田急線上部利用施設は、北沢デザイン会議等を通じて情報共有や意見交換等を行いながら、地区住民等・区・鉄道事業者の連携により整備され、歩行者の往来や通行の安全性・利便性、防災面等の向上に寄与しています。

当該施設は店舗や広場等を有するみどり豊かで心地よい空間である一方、来街者のマナーや騒音による住宅地への影響が新たな課題となっています。本計画では、隣接する住宅地に配慮しながら「安心して快適なにぎわいの形成を図る」と位置づけており、事業者を含め地域で課題を共有しながら適切なあり方を検討していきます。

※他のご意見は区ホームページをご覧ください。

Information 3

代田地区地区街づくり計画のパンフレットについて

第一弾として、計画告示により始まる建築行為等の届出に対応するため、建築のルールを中心にご案内するパンフレットを区ホームページに公開しました。建て替え等をされる方は、パンフレットをご覧ください、代田の街に調和する建築計画をお願いします。

住んでいる方、働いている方、新たに住まわれる方向けのパンフレットは、代田街づくりマークの完成に合わせて発行していきます。

